

令和8年度

那覇市男女共同参画研修参加費補助金募集要項

那覇市 総務部 平和交流・男女参画課

令和8年5月

令和8年度

那覇市男女共同参画研修参加費補助金募集要項

はじめに

那覇市では、男女共同参画に関する研修に参加する市民に対して研修参加費用の一部補助を行っています。

令和8年度も、男女共同参画推進に関する研修に参加する市民へ那覇市男女共同参画研修参加費補助金（以下、「補助金」という。）交付申請を本募集要項により募集します。

1. 補助対象事業

- (1) 沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」事業
- (2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

※ 県外開催の研修であれば日帰りでの研修も補助の対象となります。

詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※ 県内開催の研修については、補助対象外です。

※ 他団体からの補助金と併用不可です。

2. 目的

様々な分野において男女共同参画の推進が不可欠となっています。本事業では、男女共同参画の推進に必要な人材育成に寄与する国内外の男女共同参画研修（以下、「研修」という。）への参加促進を目的としています。

3. 補助対象者

下記のすべての条件を満たしている那覇市民が対象となります。

- 那覇市に住民登録のある者
- 市税を滞納していない者
- 研修参加後、那覇市男女共同参画事業へ積極的に参加・協力できる方

4. 補助金額及び補助回数

- (1) 補助金額は、経費の2分の1以内で予算の範囲内とします。

ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5万円です。

- (2) 補助回数は、同一人に対し1回限りとします。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、上記「1. 補助対象事業」への参加費用（航空運賃、宿泊費、交通費等）となります。

ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会等、その他個人の負担に属する費用は含まれません。

6. 募集期間

令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）

ただし、上記期間中でも補助金額が予算額に達し次第、終了します。

なお、研修参加前の申請が必要です。

7. 提出書類（申請書・必要書類）

上記「1. 補助対象事業」の研修への参加決定後に、下記の申請書類・必要書類を各1部ずつ揃えて、提出してください。

なお、申請等に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類や資料は返却いたしません。

- ① 第1号様式 那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書
- ② 第2号様式 那覇市男女共同参画研修参加費補助金 事業概要調書
- ③ 別紙1 これまでの男女共同参画研修への参加実績
- ④ 参加する研修の募集要項など、事業内容と経費の内訳がわかるもの
- ⑤ 研修参加の決定通知など、研修への参加がわかるもの
- ⑥ 申請者本人の市税完納証明書（**原本**）

ただし、申請書提出日までの3カ月以内に発行されたものに限りま

- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

※補助金交付決定後や実績報告時には、別途書類提出が必要となります。

<注意事項>

1. 申請書・必要書類の不備や記入・押印もれがないか、提出前には必ず確認をお願いします。
2. 記入した内容などを修正する場合は、修正テープや修正液は使用せず、訂正印を押印の上、修正をお願いします。

8. お申込み・お問合せ先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号（なは市民協働プラザ Aコア1階）
なは女性センター（那覇市 総務部 平和交流・男女参画課）
電話番号：098-951-3203 FAX番号：098-951-3204
メールアドレス：S-HEIDAN002@city.naha.lg.jp
※那覇市役所本庁舎内にはございませんので、ご注意ください。

- 申請の受付時間は、平日 9時～12時、13時～17時です。
ただし、土日・祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12月29日～1月3日）は対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 募集要項等に関するお問合せは、タイトルを「研修参加費補助金について」として、メールまたはお電話にてお願いします。